

大隅税務署から「国税だより」

■ e-Taxを利用した確定申告について

e-Taxでは、税務署に出向くことなく、さまざまな手続きを利用できます。

(例)インターネットを利用して所得税、消費税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続、税金の納付(ダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー (Pay-easy) 対応のATMを利用した全ての税目)

- ◆ 所得税等の確定申告をe-Taxでおこなう場合、生命保険料控除の証明書などは、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます(法定申告期限から5年間保存しておく必要があります。)
- ◆ 自宅や税理士事務所からe-Taxで還付申告をおこなう場合、書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。
- ◆ 所得税等の確定申告書はマイナンバーカードを利用して、ご自身のスマホで確定申告書を作成し、e-Taxで送信することができます。

スマホを利用すれば、給与所得の源泉徴収票の記載内容をカメラで読み取ることができるほか、青色申告決算書や収支内訳書も作成することができ、申告書の控えもスマホに保存することができます。

近年は、ご自宅からe-Taxにより確定申告される方のうち、約半数の方がスマホを利用して申告しています。

マイナンバーカードを利用して確定申告書をe-Taxで送信するには、マイナンバーカードを取得する際に登録した「利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)」と「署名用電子証明書の暗証番号(6～16桁)」が必要になりますので、いま一度、暗証番号のご確認をお願いします。

詳しくは、税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm>)にご相談いただくか、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)又は e-Tax 検索)をご覧ください。

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。

大隅税務署 (☎099-482-0007) ※自動音声案内
大崎町ホームページもご確認ください。



大崎町税務課



e-Tax

■ 財産を相続したとき

相続税は、亡くなられた人(被相続人)の相続人等が、相続や遺贈などによって被相続人の財産を取得した場合に、その取得した財産を基に課される税金です。

相続税の申告は、その取得した財産の価額と相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額(債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。)が基礎控除額を超える場合に必要となります。

この場合、相続の開始があったことを知った日(通常の場合は、被相続人が亡くなった日)の翌日から10か月目の日までに、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告書を提出するとともに、納付税額が算出される場合には、納税しなければなりません。

なお、基礎控除額は、「3,000万円+(600万円×法定相続人の数)」により計算した金額です。

おって、国税庁ホームページに法定相続人の数や個別の財産・債務の金額等を入力することにより、相続税の申告手続の要否について判定することができる「相続税の申告要否判定コーナー」が開設されている